新旧対照表

（マチカマネーのチャージに関する付帯条項の改正）

２０２４年１０月１日

<table>
<tr><th>改定後</th><th>改定前</th></tr>
<tr><td>第８条　（チャージ金の取扱い）
加盟店運営者は、会員から受領したマチカマネーのチャージの対価となる金銭（以下「チャージ金」という。）を紛失・盗難等しないよう適切に管理しなければならない。
２　当社は加盟店運営者に対し、運用サーバに記録された当月１日から１５日（以下「１５日締め分」という。）及び１６日から末日（以下「末日締め分」という。）までのマチカマネーのチャージに関する次の事項を、それぞれ次項に定める引落日より起算して金融機関の４営業日前までに通知するものとし、当該通知より３０日以内に加盟店運営者より異議の申し出がない場合は、当該通知に異議がなかったものとみなす。
（１）マチカマネーのチャージ総額
（２）請求金額
（３）報奨金その他調整額
３　当社は、加盟店運営者への通知及び次の表に従い、加盟店運営者が指定した金融機関の口座より口座振替を行う。ただし、当該引落日が金融機関営業日でない場合は、金融機関の翌営業日を引落日とする。
<table>
<tr><td>締め日</td><td>１５日締め分</td><td>末日締め分</td></tr>
<tr><td>引落日</td><td>翌月１日</td><td>翌月１６日</td></tr>
</table>
【削除】</td><td>第８条　（チャージ金の取扱い）
加盟店運営者は、会員から受領したマチカマネーのチャージの対価となる金銭（以下「チャージ金」という。）を紛失・盗難等しないよう適切に管理しなければならない。
２　当社は加盟店運営者に対し、運用サーバに記録された当月１日から１５日（以下「１５日締め分」という。）及び１６日から末日（以下「末日締め分」という。）までのマチカマネーのチャージに関する次の事項を、それぞれ次項に定める引落日より起算して金融機関の４営業日前までに通知するものとし、当該通知より３０日以内に加盟店運営者より異議の申し出がない場合は、当該通知に異議がなかったものとみなす。
（１）マチカマネーのチャージ総額
（２）請求金額
（３）報奨金その他調整額
３　当社は、加盟店運営者への通知及び次の表に従い、加盟店運営者が指定した金融機関の口座より口座振替を行う。ただし、当該引落日が金融機関営業日でない場合は、金融機関の翌営業日を引落日とする。
<table>
<tr><td>締め日</td><td>１５日締め分</td><td>末日締め分</td></tr>
<tr><td>引落日</td><td>翌月１日</td><td>翌月１６日</td></tr>
</table>
４　当社は、前２項に規定する業務を株式会社トータルペイメントサービスへ委託する。</td></tr>
</table>